

NTT東西による光アクセスの 「サービス卸」について

2014年7月1日

ソフトバンクBB株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社

NTT東西「サービス卸」および現在のFTTH普及促進策に係る議論について、以下の通り、弊社の基本的な考え方をご説明させていただきます。

「サービス卸」: 基本的に、NTT東西のフレッツサービスの卸役務との理解

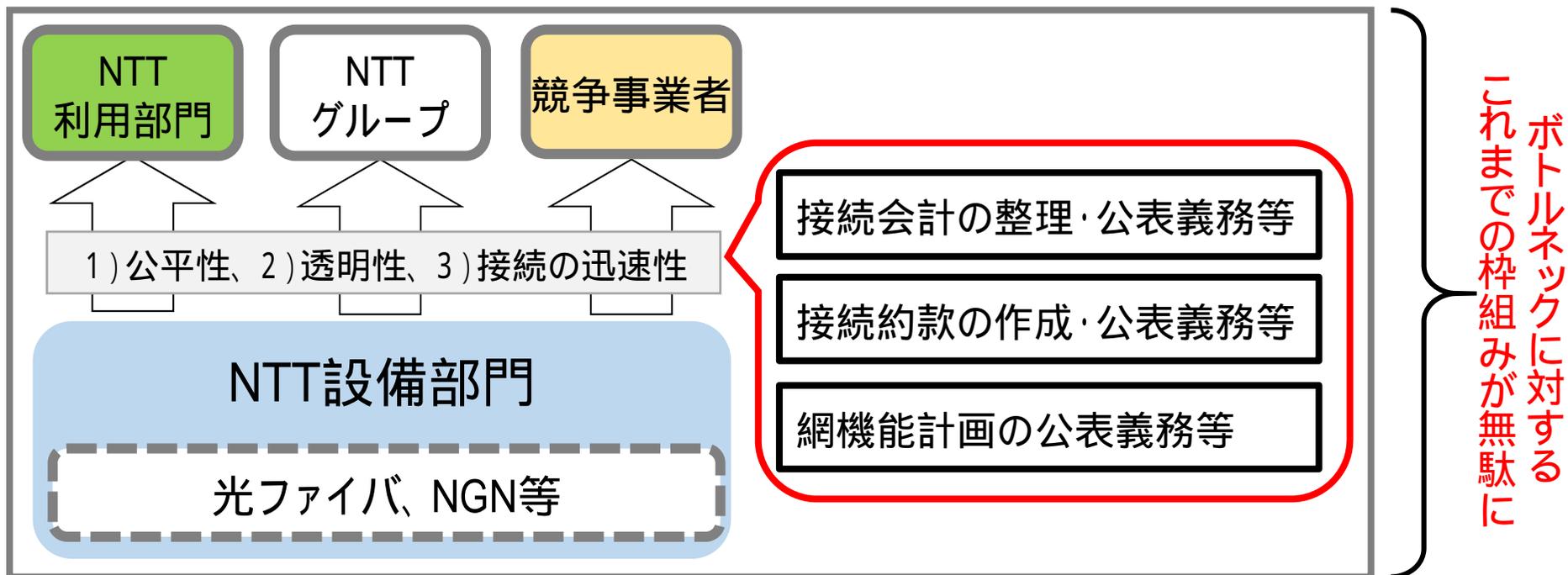
NTT東西「サービス卸」についての基本的考え方

1. 接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速性
2. 「サービス卸」と分岐単位接続料の設定について
3. NGN機能アンバンドルの必要性
4. NTTドコモの「サービス卸」利用について

事前質問への弊社回答

1. 接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速性

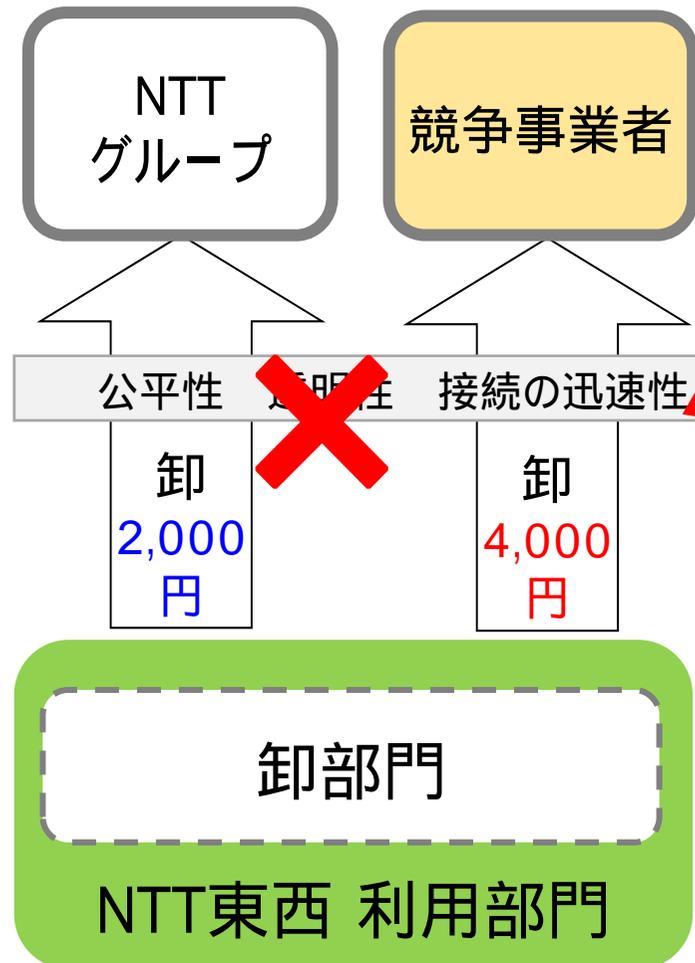
第一種指定電気通信設備には、有効かつ公平な競争を確保するため、以下の義務が課されている



卸電気通信役務においても、有効かつ公平な競争を確保するためには、接続と同様に、1) 公平性、2) 透明性、3) 接続の迅速性が必要

【参考1-1】

卸電気通信役務においても、1) 公平性、2) 透明性、3) 接続の迅速性が担保されなければ、以下の問題により有効かつ公平な競争環境にならない



< 卸契約 >

- 提供条件は事業者毎に個別設定
- 契約は相対契約で非開示

透明性なく、料金その他の提供条件に

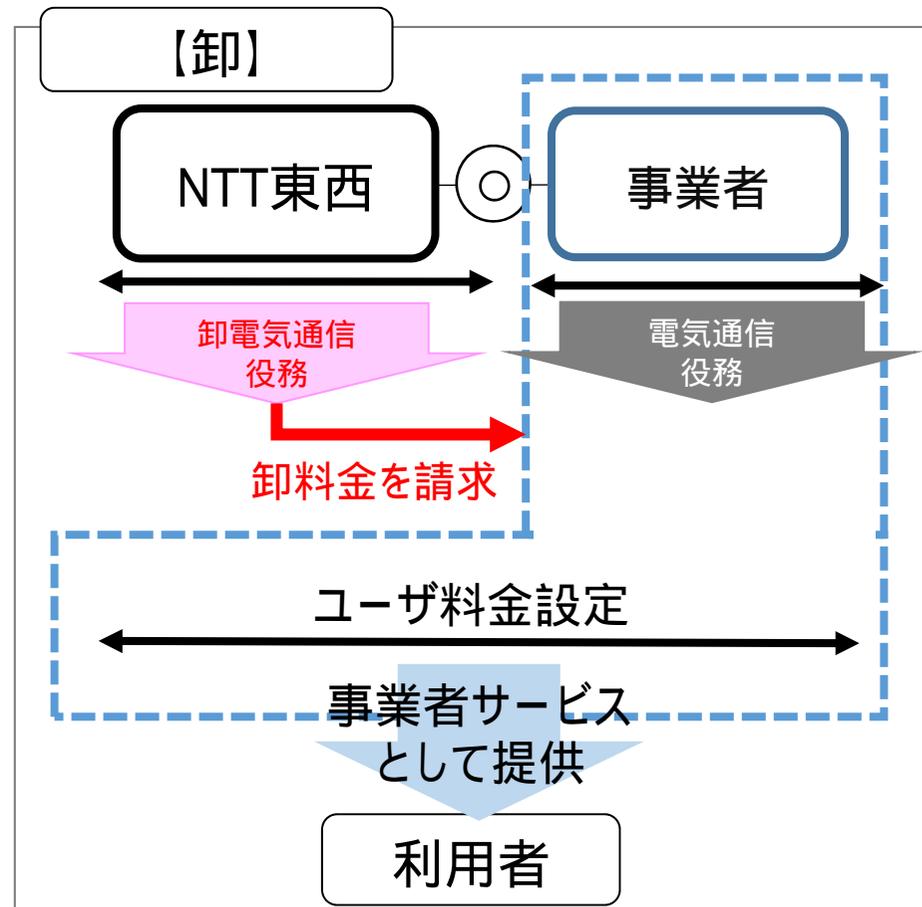
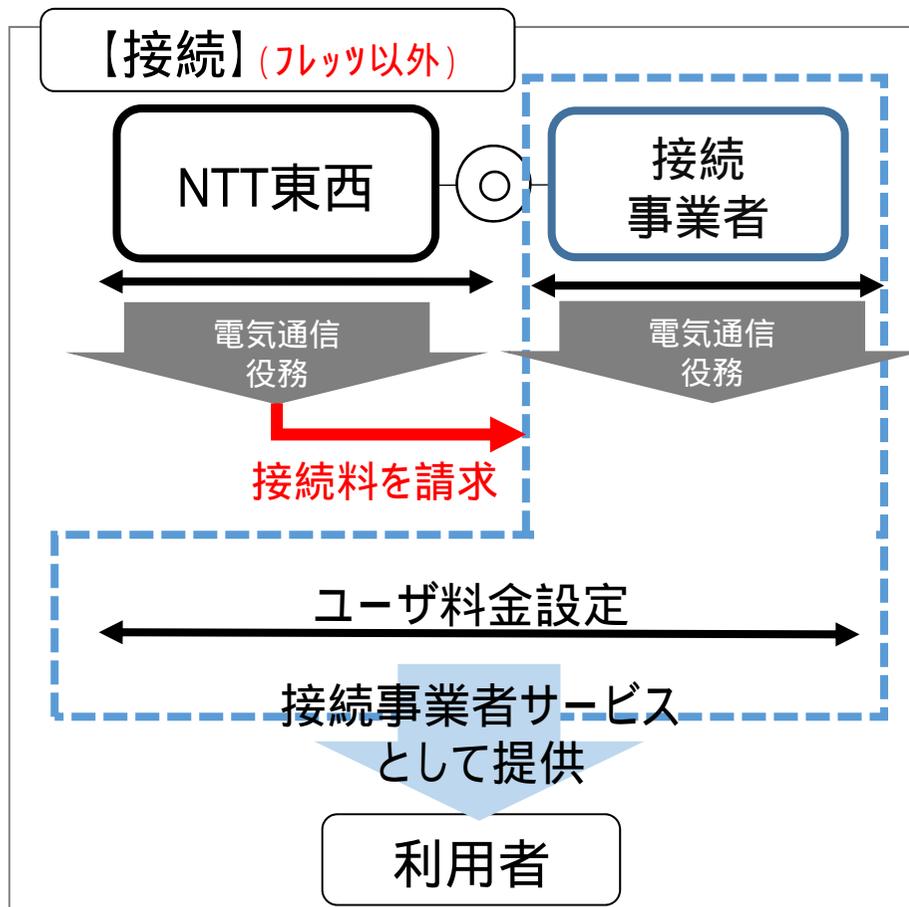
- ・NTTグループ内優遇
- ・競争事業者間での不平等

が生じる可能性

相対交渉になり、ボトルネック設備を持つNTT東西が有利に交渉

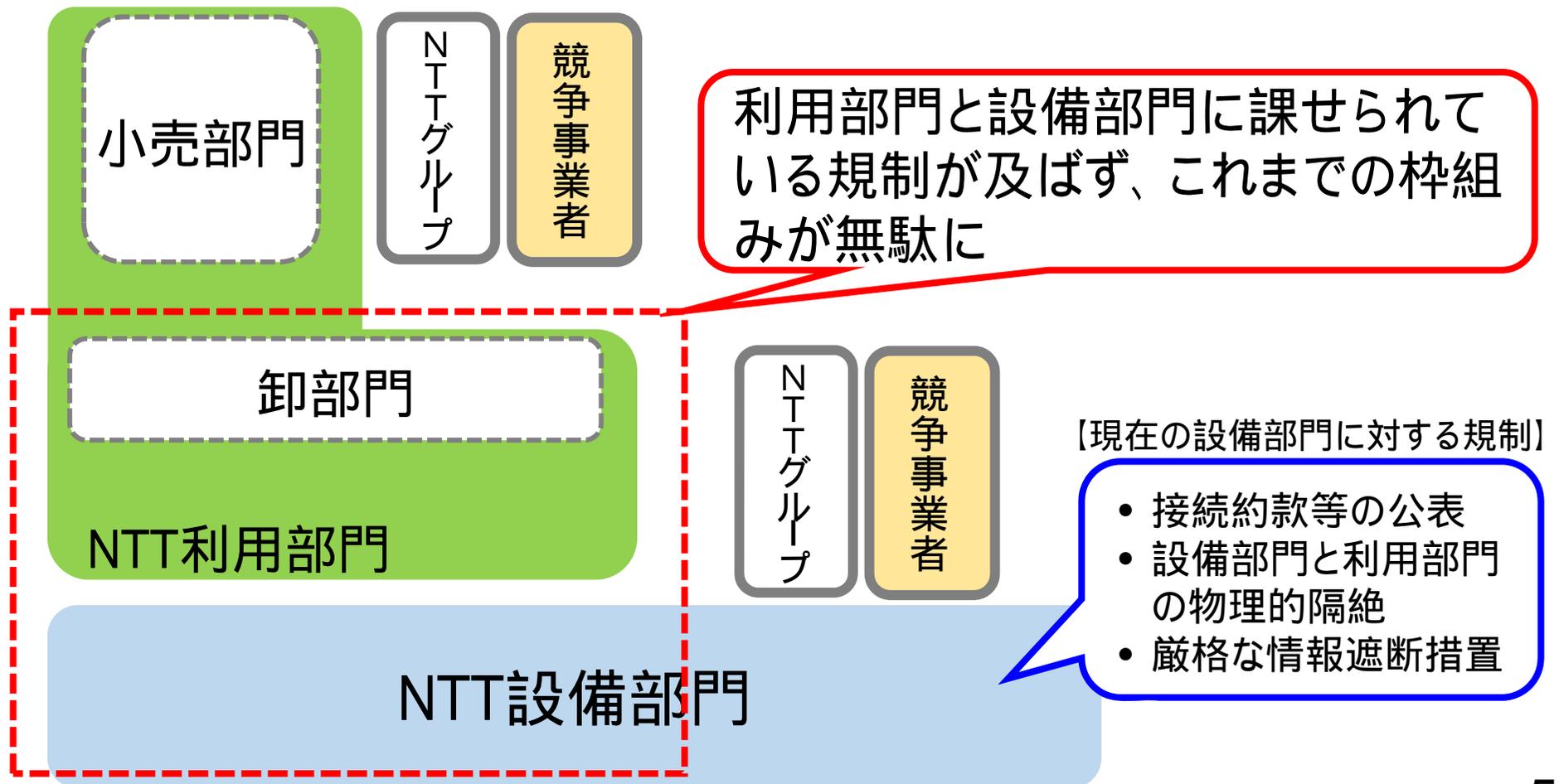
【参考1-2】

- NTT東西との一般的な「接続」では、**接続料を設定し、接続事業者が料金設定権を得て、エンドーエンドで利用者料金を設定してきたが、フレッツではいずれも回線単位では実現されず**
- **フレッツにおいても、を実現すべき** (公平性を維持しながら「卸」と同様の提供形態が可能)



【参考1-3】

- 「卸」を行う場合、「卸部門」と「競争事業者」の関係が、これまでの**機能分離(利用部門と設備部門)**と異なる
- 透明性、公平性を確保するためには新たな枠組みが必要



【参考1-3】

- 公平性・透明性、接続の迅速性を担保するためには、卸契約の総務省への事前説明等では不可能
- 「卸」であっても、電気通信役務と同等の義務を課すことに加え、公平性等と確保する新たな枠組みが必要

そのため

外部委員¹とNTT東西役員等で構成した
第三者機関²をNTT東西内部に設置

第三者機関においては、以下の施策の実効性を確認する機能を持つことも想定

- 分岐単位接続料(OSU専用)の設定
- NGNアンバンドルと公平な販売競争環境の実現

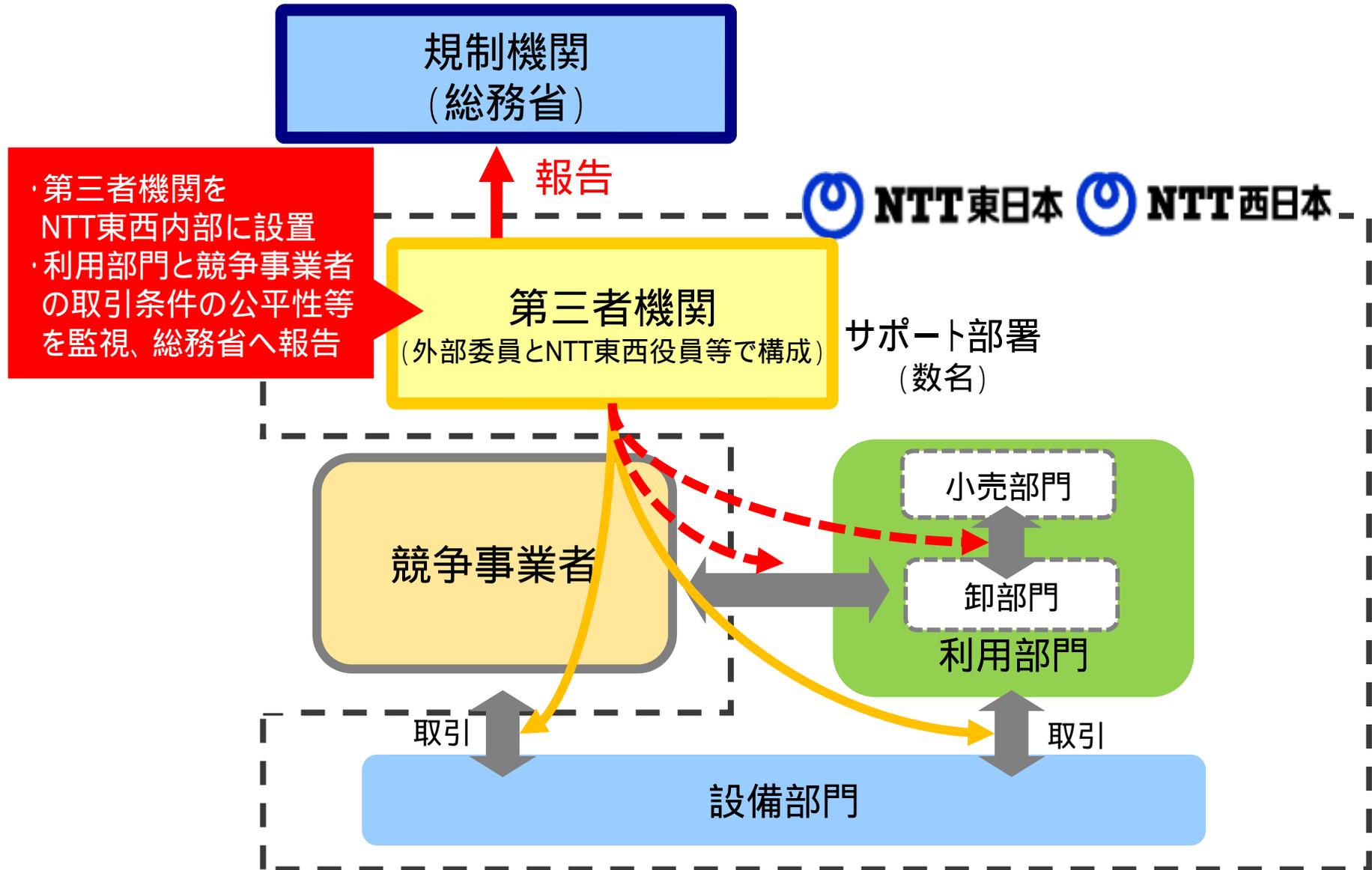
1 有識者:3名、業界団体・利用者代表:2名の計5名(NTT東西役員等2名を合わせて計7名)

BTの場合、EAB:5名、EAO:5名

2 設置根拠は、施行規則等へ明記

【参考1-3】

第三者機関の設置イメージ



2. 「サービス卸」と分岐単位接続料の設定について

- 「卸」とは関係なく、「OSU専用による分岐単位接続」は早期に実施すべき
- 「分岐単位接続」は、フレッツサービスの卸料金や仕様に依存せず、サービスの多様化等が可能(卸のみではNTT東西のシェアが更に高まる)

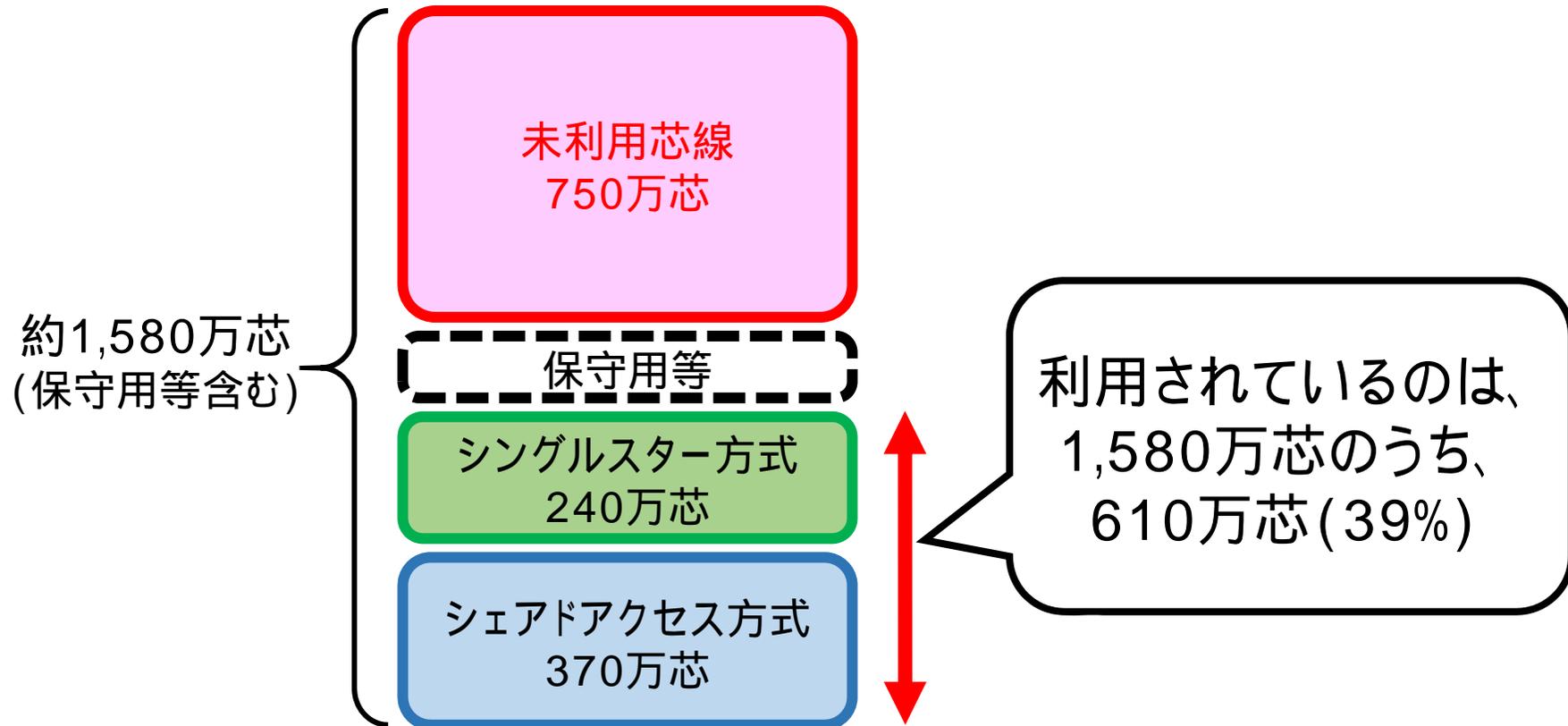
		分岐単位(OSU専用)	サービス卸
サービス 多様性	速度	事業者間で差別化可	NTT東西と均質
	品質	事業者間で差別化可	NTT東西と均質
	サポート	独自サポート可	NTT東西に依存
	宅内装置	多様化可	NTT東西に依存
コスト		設備投資中	投資小

2014年6月10日基本政策委員会において、事務局から提案された「分岐単位(OSU専用)」を意図

【参考2-1】

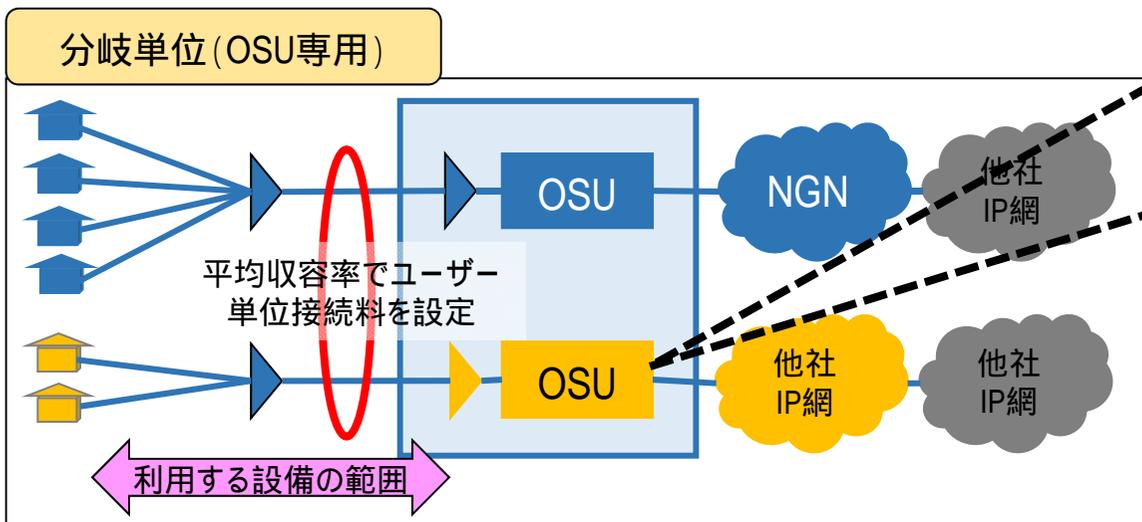
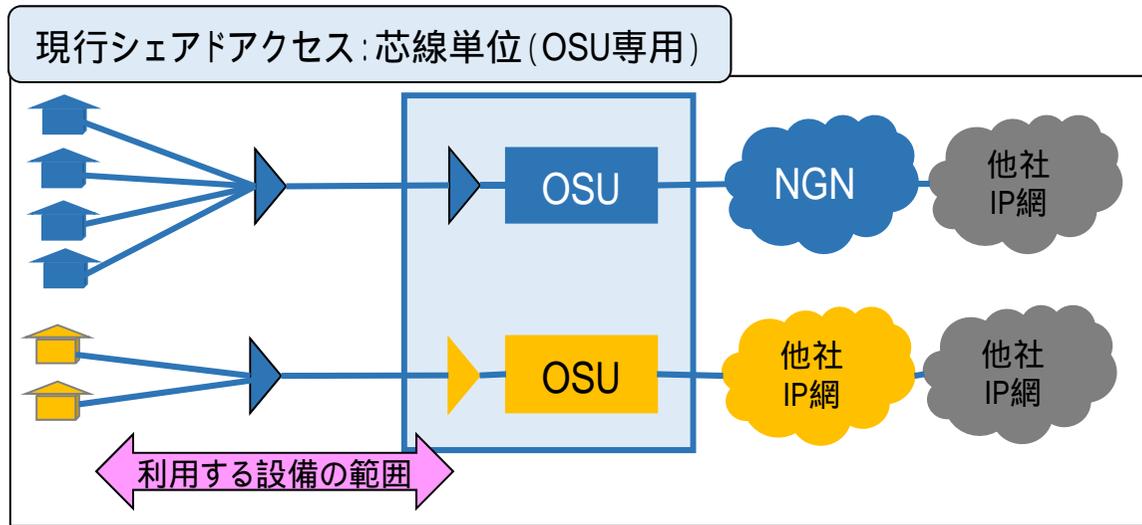
分岐単位接続料の必要性

- FTTHの普及促進には、サービスの多様性、独自性が必要
- NTT東西の設置する光ファイバの利用率が39%に低迷している現状、光の整備のための政策ではなく利用率を上げる政策が必要



【参考2-2】

分岐単位接続料の実現方法



各社がOSUを設置するため、サービス多様化やイノベーションが可能
OSUの投資リスクを負うため、モラルハザード的な利用のリスクなし

3. NGN機能アンバンドルの必要性

- 「卸」の提供であっても機能アンバンドルを推進すべき(優先制御・帯域確保機能)
- フレッツサービスでは、無線LANサービスをシェアが高い回線サービスとバンドルするなど、むしろ競争阻害的になっている

アンバンドル
の効果・目的

- 1) 多様な接続形態の実現
- 2) 接続料の低減効果
- 3) 事業者間の競争促進

総務省答申でも、積極的にアンバンドルを推進すべきとの方針

接続の基本的ルールの在り方について 答申(1996年12月19日)

アンバンドルについて

「積極的にこれを推進すべきである。」と記載

アンバンドルの要件:

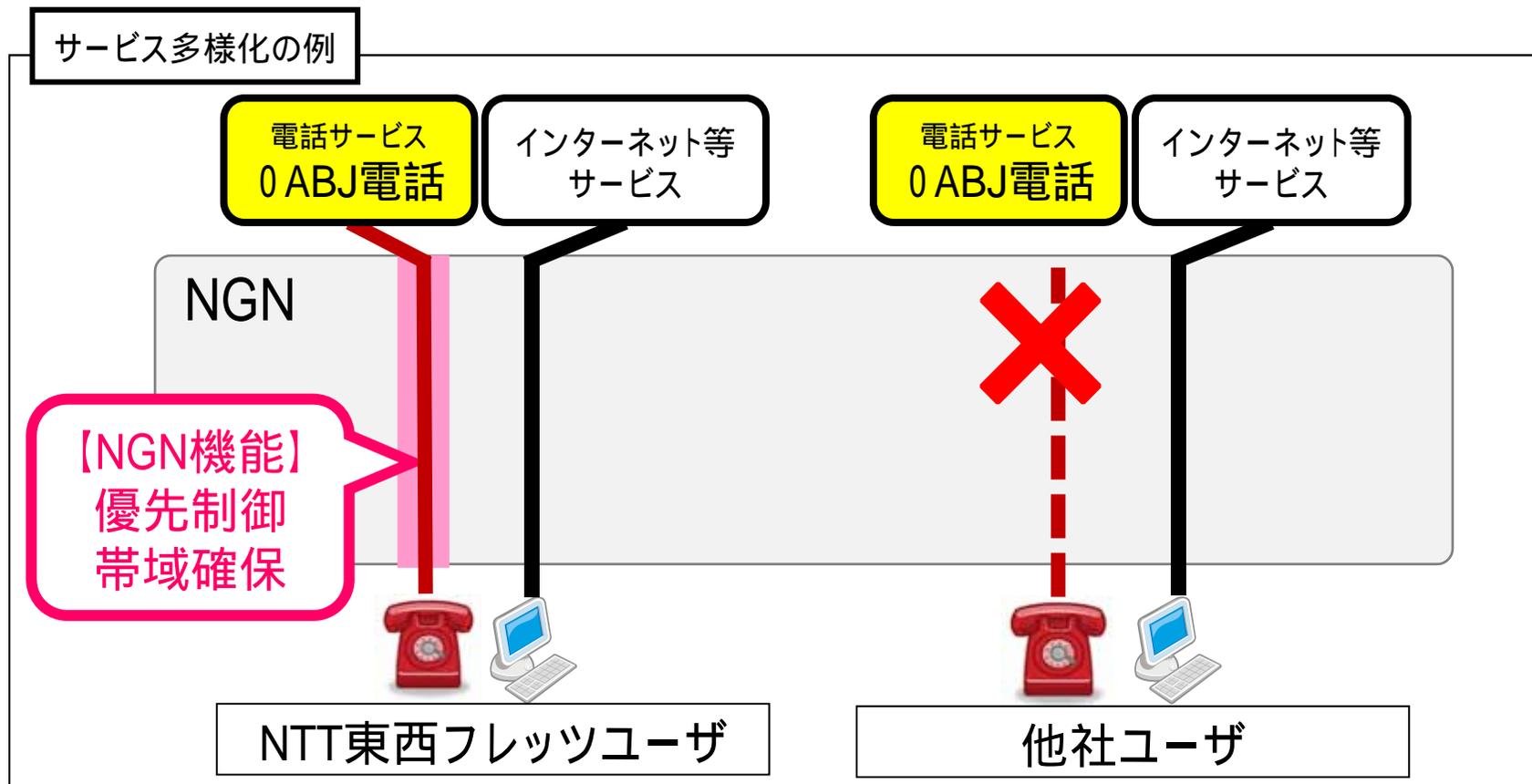
技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない

次世代ネットワークの接続ルールの在り方について答申(2008年3月27日)

NGNの機能アンバンドルにも、この考え方は踏襲すべきとの方針が示されている。

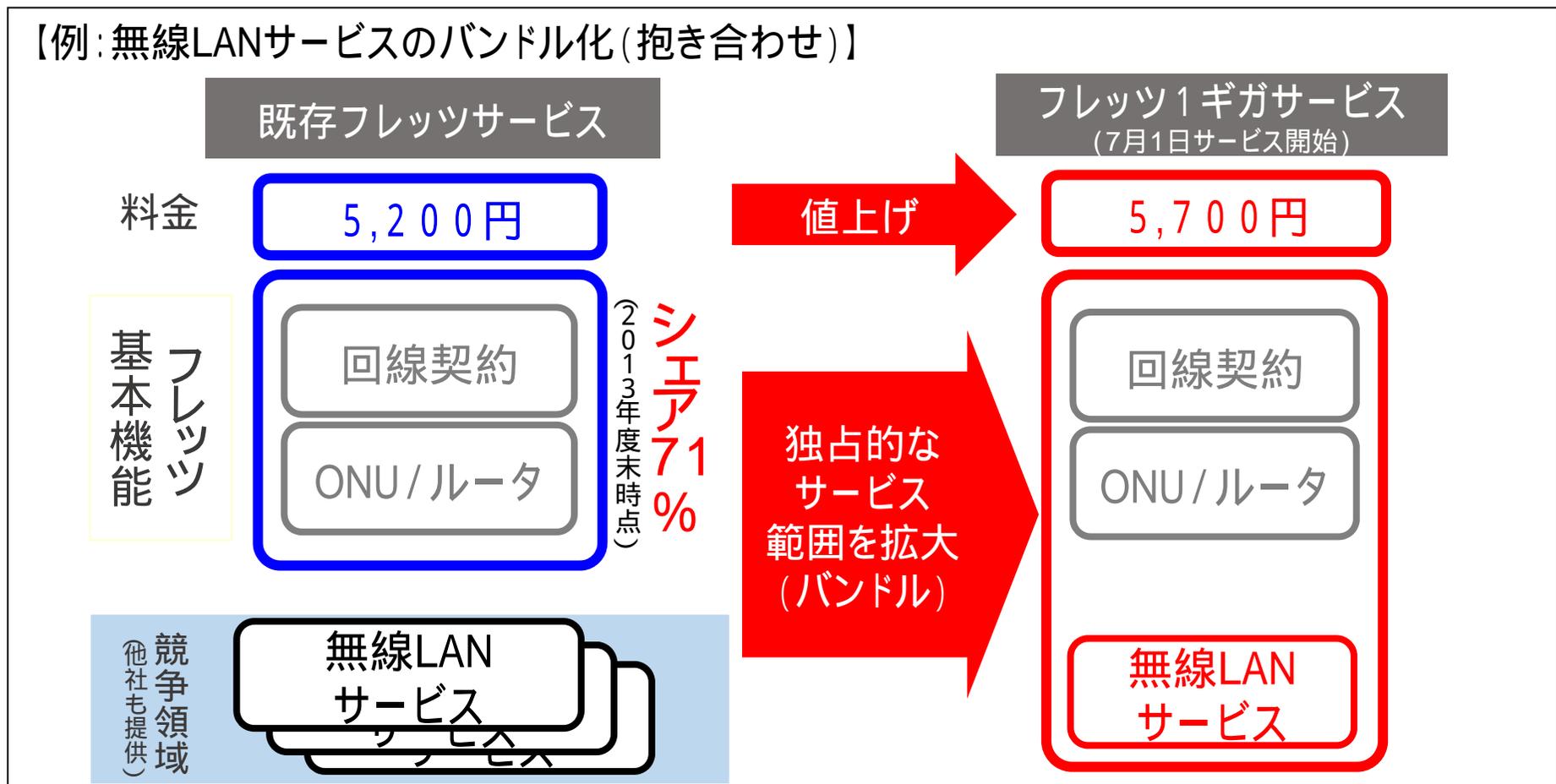
【参考3-1】

- 優先制御・帯域確保機能のアンバンドルを接続メニュー化することで、サービスの多様化が進展
- 仮に、「卸」の提供であっても、可能な限り機能をアンバンドルすべき



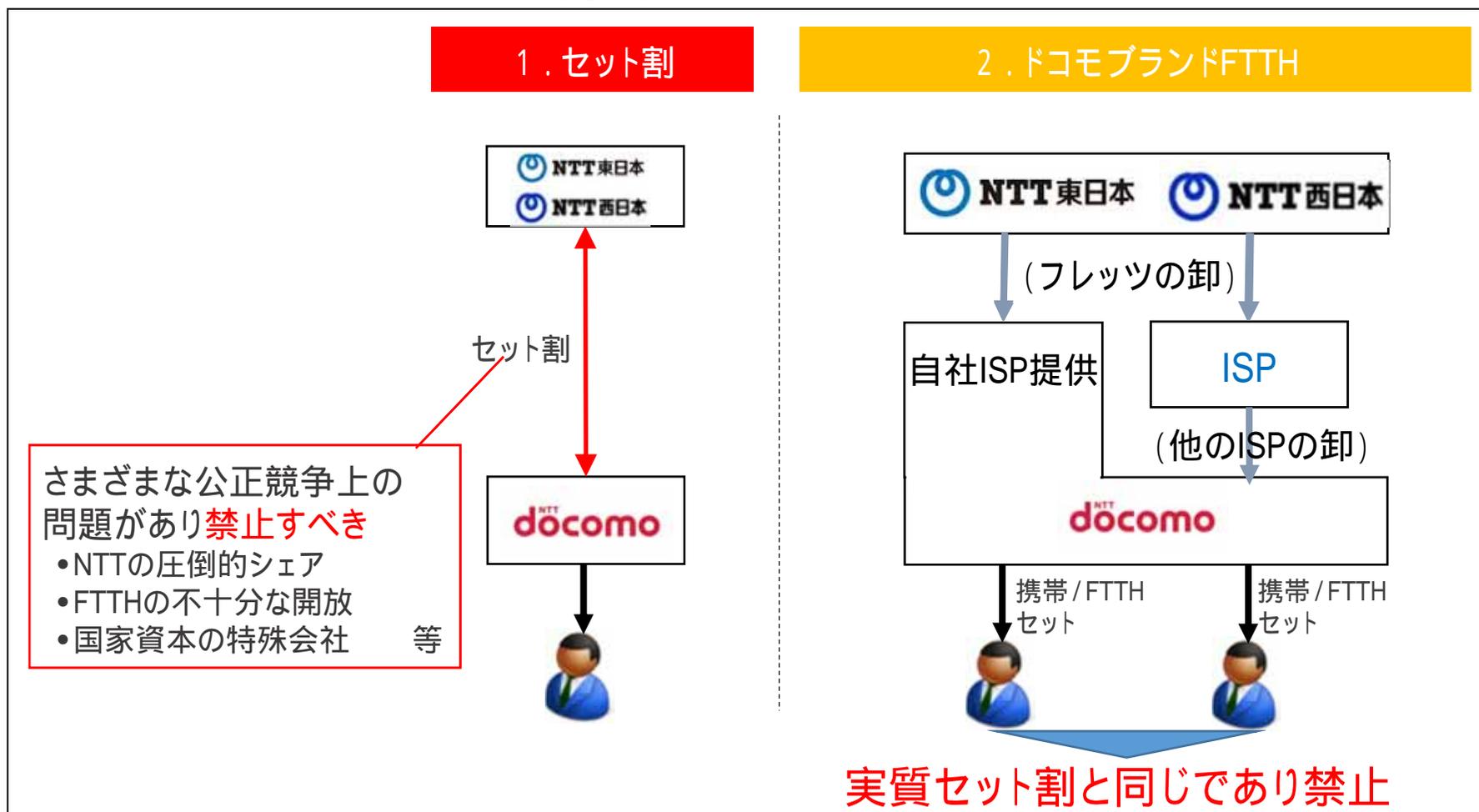
【参考3-2】

- NTT東日本は、アンバンドル推進に反し『無線LANサービス』をバンドル化したサービスを本日より開始している。直ちにこのような行為は中止すべき
- 「卸」においても実質的なバンドルサービスは禁止すべき



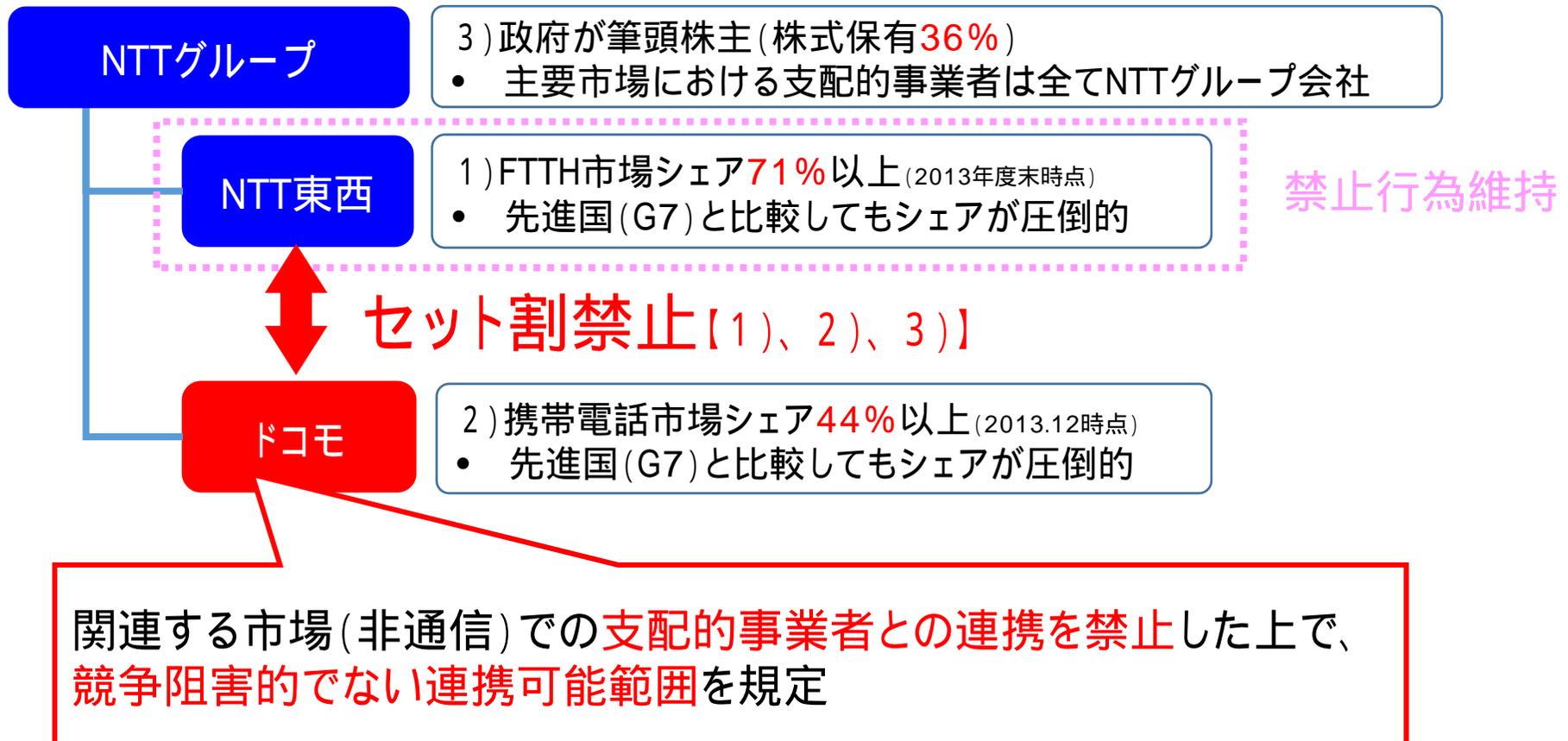
4. NTTドコモの「サービス卸」利用について

- NTT東西とNTTドコモ等のセット割は、**公正競争上の課題があるため、当然禁止すべき**
- 「卸」も、**公正競争環境が整備され、その効果が確認されるまではNTTドコモによる利用は禁止すべき**



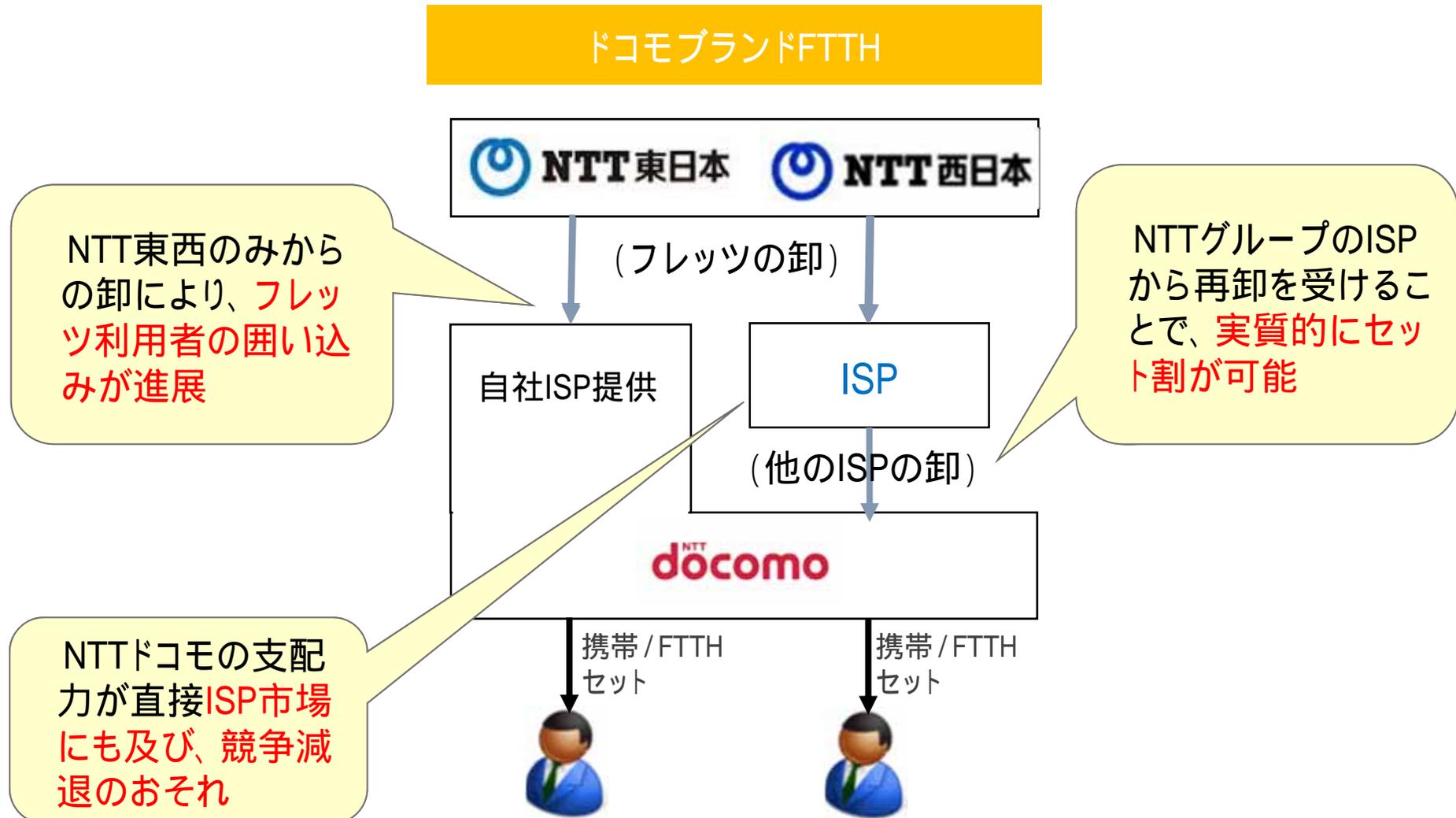
【参考4-1】

- NTT東西とNTTドコモの**セット割は禁止すべき**
- ドコモの主張する委縮効果については、**公正競争上問題のない行為をガイドラインに追加規定**することで対処可能



【参考4-2】

NTTドコモに対する「(フレッツサービス)卸」の懸念(例)



事前質問への弊社回答

No	分類	質問事項
		サービス卸を利用する考えはあるか。ある場合は、想定する利用イメージ(利用イメージ、利用時期、利用地域等)はどのようなものか。
	「サービス卸」の利用に関する考え方	【対 利用を検討している者】 サービス卸を利用することで、従来と変わる点は何か。特に、エンドユーザーに対してどのようなメリット(あるいはデメリット)が生じると思うか。
		【対 利用を検討している者】 利用しやすいサービス卸となるために、NTTに何を要望するか。
		消費者にとってのメリットについて、価格以外のメリットがあるのか。



- 6/27NTT殿ヒアリングの説明内容では、「**フレッツ卸**」の**料金水準**や**サービス範囲が不明**のため、利用イメージ等については回答出来ません。
- 仮に、「サービス卸」により多様なサービス競争を期待するのであれば、最低限、以下の条件が必要です。
 - 実質のユーザ料金(東:3,984円¹/西:3,610円²) - (獲得費用 + ユーザ維持費用) = 卸料金
具体的には、3,610円 - (666円³ + 200円⁴) = 2,744円以下 (NTT西日本の場合の例)
 - 新規契約・既存フレッツからの変更契約での条件差なし

1:フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ 新規契約時実質負担金(2年平均)

2:フレッツ 光ネクスト ファミリー スーパーハイスピードタイプ準 どーんと割 新規契約時 月額利用料

3:ユーザ獲得インセンティブ4万円/60ヶ月 = 666円の場合

4:請求・CS費用 = 200円の場合で試算。請求書印刷・郵送が必要な場合は別途費用追加

No	分類	質問事項
	光の利用率向上に関する考え方	【対 懸念を表明している者】 サービス卸は、光設備の利用率向上や新規参入の促進に資すると考えられるが、もしこれを禁止した場合、他にどのような方法が有効であると考えるか。
		NTTのサービス卸で1ユーザー単位の料金が設定された場合、光設備の利用率は大幅に向上すると考えるか。また、貴社は同サービスを積極的に利用する方向で検討するか。
	分岐単位接続料の設定に関する考え方	サービス卸で1ユーザー単位の提供が行われても、接続の分岐貸しは必要と考えるか。そうである場合、その理由は何か。



「サービス卸」では根本的な課題の解決にはならず、サービス独自性(速度・品質・サポート等)の実現による競争促進のため、「卸」の有無に関係なく、分岐単位接続(OSU専用)は必須と考えます。

No	分類	質問事項
	「サービス卸」に関する公平性・透明性の在り方	卸役務の透明性・公平性に係る懸念事項など、イコールフットイングの希望はどのようなものがあるか。
		卸役務においてグループ会社を有利にしたり、グループ会社への差別的取扱いの禁止をうたえば懸念は払拭されるか
	「接続」と「卸役務」の関係	「接続」と「卸役務」の関係をどう考えるか
	その他	【対 懸念を表明している者】 NTTがサービス卸を開始した場合でも、NTT以外の通信事業者の設備投資インセンティブを損なわないために、またNTTグループの独占回帰への不安を払しょくするために、具体的にどのような制度的措置が必要と考えるか。



『 基本的考え方』で示した通り